

事故報告いまだ出ず！

2017年2月9日現在

調布の住宅地に墜落して1年半、困った遅さ！！

いったい、いつになったら、出てくるのだろうか。

調布の事故以降の航空事故等の中で、既に12件もの報告がされているのだ。ただ、その一方で、調布以前のもののうち、未公表のものも5件残っている。

2013年以降に発生した、航空事故等の報告状況だが、公表までの平均日数は、423日（約1年2ヶ月）だが、その凹凸は激しく、最長で827日、最短で102日であった。

通常であれば、真実追求の観点から、調査を慎重に進めることは、決

して悪いことではないのだが、今回の事故は、事故原因が確定して、加害者が特定されないことには、被害者救済が始まらないという、特殊な事情がある。

事故報告の一刻も早い公表が待たれている。

事故後の1年半の主な経過

事故報告が出ないことから、今回は、事故発生以後の主な出来事を振り返ってみる。

事故発生は、2015年7月26日午前11時頃。以後1週間近く、マスコミのヘリの騒音や家宅への取材等で、近隣住民は2次災害を受けた。

4つの市民要求

事故後、市民要求のうねりは、次の4点に収斂していった。

① 自家用機の停止・廃止

事故を起こしたのが、自家用機だったからである。

7月26日の市長コメントは、「自家用機の発着の自粛を強く要請して参りたい」で、翌日の市議会議長のコメントにも同様の文言が織り込まれた。

さらに、7月28日の地元3市の緊急要請、9月2日の調布市議会の決議は、「自家用機の今後の

停止」に踏み込んだが、協定順守の点からも、当然のことであった。

② 東京都の管理体制の適正化

事故機に「遊覧飛行」や「整備不良」の報道があり、都が放置してきた疑いが生じたからである。

9月2日の調布市議会の決議では、「慣熟飛行の定義を明確にし、遊覧飛行、訓練飛行と類推される一切の行為が行われないよう、指導監督を徹底すること」と記された。

③ 被害者への補償

事故当初は、被害者がなかなか補償されない事態は、全く想像もされていなかった。事故後2週間ほど経った頃から、市民の間に苛立ちが広がった。

事故後、富士見町・上石原・飛田給等の住民で結成された「調布飛行場周辺三町地域協議会」は、10月6日に都に、「東京都の航空機事故対応と安全対策の徹底等

に関する要望書」を提出したが、そこでは、「……被害者が出て、焼失した家屋も放置されたままで、損害賠償の請求先もわからず……事故後の対応が不十分で地域住民は納得がいきません。運輸安全委員会の調査結果を待つのではなく、今回の墜落事故を契機に、飛行場の管理運営実態を検証し、それを踏まえた安全対策等を徹底するとともに、住民が納得する「墜落事故後の対応」を新たに構築することを要望いたします」と述べられた。

④ 事業機の削減

事故からほぼ3週間後、東京都の「調布飛行場付近における航空機墜落事故に係る住民説明会」が開かれたが、実態は「事業機の再開に関する説明会」であった。

事故の詳細については、「なぜ説明できないか」の説明があるのみであり、安全性に関する説明も、

希望的観測の域を出ないものであったことから、その再開への疑念の声が沸き上がった。

前記の「三町地域協議会」の「要望書」の中では、「過去に調布中学校に墜落したのも事業機（小型飛行機）のため、地域住民は自家用機と事業機が安全面で区別されるものとは思っていません。……事業機も住民が納得できる対策が出るまで飛行の制限をして下さい」と「事業機の制限」にも踏み込んだ。

東京都のゼロ回答

ところが、驚いたことに、これらの市民要求に対して、東京都はゼロ回答を示した。

補償については、調布市議会に参考人として出席した東京都の石崎担当課長は、10月14日に「金銭的な補償というのはハードルが非常に高いということは御承知おき願いたい」と発言し、翌2016年の7月13日には「航空機事故では、事故を起こした加害者が被害者に対し損害を賠償する責任を負うことが原則……金銭的支援は難しいと都は判断」と発言した。大和市議は「やらないということは、単なる東京都の怠慢だ」と発言したが、これが、市議会の雰囲気を変えていた。

都と懇談をして

事故から、1年6ヵ月経とうとしています。原因究明も、被災者への補償も、まだ行われていません。「三町地域協議会」が小池知事あてに9月16日、要望書を7136筆の署名を付けて提出していますが、なんら進展がありません。11月9日に市民の会は、港湾局の石崎課長、万年主任との話し合いを持ちました。8項目の要望への回答を聞く形で進めました。

また、事業機については、10月14日に石崎課長は「事業用機というのは今回初めてお伺いする話でございます、……現時点は事業用機の削減につきましては検討しておりません」と発言し、「要望書」を見てもいないことを露呈した。

自家用機については、当初こそ「今回の事故原因が明らかになり、再発防止策が講じられるまで自粛」としていたが、翌2016年6月の住民説明会では、何も明らかにならぬままの再開を示した。当然、理解を示す市民は、殆どいなかった。

調布市議会は、6月21日に「調布飛行場自家用飛行機墜落事故について、改めて調布市議会の決議を重く受けとめるよう求める意見書」を満場一致で可決した。

ところが、石崎課長は、7月13日に市議会で、「技量維持につきましては、……他の空港で運航することも意義のあることだと思いますが、やはり調布飛行場という場所で、調布飛行場の空域の特徴を踏まえて、調布飛行場で離着陸するということがやはり重要であると考えております」などと、協定に基づいて自家用機の分散移転を進める都の担当という立場を放棄した発言を行った。

飛行場問題を考える市民の会会員 鷗沢希伊子

①被害者への補償などについては、「公的な立場での保険制度がない。現在のところ何も考えられていない」が都の回答でした。呆れました。杜撰過ぎます。「都の責任で作れ」と強調しました。

②自家用機については「今日まで再開していない」のみでした。

③事業用機の削減については「難しい。2万3千回の許容範囲の中で対処する」でした。

これでは当然、管理運営もできていないと見做さざるを得まい。

調布市の暫定的救済措置

調布市は、2015年12月に、生活再建が始まらないことから、被害者への無利子貸付の条例を制定した。上限は、住宅の建て替えで1500万、住宅の改修で500万、住宅の除却で200万、家財その他の物品の買い替え等で200万となっており、当面の暫定措置としての意味は大きい。

ただ、あくまで貸付であり、救済が待たれる状況は続いている。

直近の攻防

2016年9月16日、「三町地域協議会」は都に、5月に引き続き、3度目の「要望書」を提出した。

内容は、安全対策の強化、管理運営の適正化、自家用機の将来的な撤廃、事故原因が究明され再発防止策が図られるまでの自家用機の運航自粛、事故被害者救済制度の構築等であった。

小池知事は、住民に寄り添った対応をするよう港湾局長に指示した、と伝えられている。

当会は、11月9日に、都庁で港湾局と会合を持ったが、残念ながら、市民要求に対する積極的な回答は、何一つ得られなかった。

その他、④飛行場まつりも含めての「体験飛行」の禁止、⑤航空管制官の再配置についても、誠意ある回答はなく、⑥新路線や⑦夜間飛行などの心配についても、「計画はない。考えていない」に留まり、⑧飛行場の閉鎖は、「現状では難しい」との回答でした。

しかし、都議から「あなた方の活動が歯止めになっている」と言われ、意を強くしました。